

水戸市特別職報酬等審議会次第

1 市長あいさつ

2 委員紹介

3 事務局職員紹介

4 審議会条例の説明

5 会長の選出

6 職務代理者の指定

7 諮問

8 審議会資料の説明

9 審議

10 閉会

令和6年度 水戸市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順敬称略)

茨城大学	教授	うちだ 内田	さとし 聡
関東信越税理士会水戸支部	水戸支部長	かとう 加藤	なおひろ 尚弘
水戸農業協同組合	理事	こまつざき 小松崎	ようこ 陽子
水戸商工会議所	専務理事	さかい 坂井	かずみ 和美
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	かくた 角田	つねみ 恒巳
連合茨城中央地域協議会	議長	せき 関	あつし 厚
株式会社常陽銀行	人事部長	どい 土井	のぶひろ 宣弘
水戸市地域女性団体連絡会	会長	はやし 林	ゆかり 由香里
公募委員		ふくだ 福田	つばさ 翼
公募委員		やまぐち 山口	やすひこ 康彦

第 1 回水戸市特別職報酬等審議会資料

令和 6 年 11 月 18 日 (月)

目

次

県庁所在都市の議員報酬額調	1
中核市の議員報酬額調	2～3
県内都市の議員報酬額調	4
本市一般職の給料月額・年収の推移	5～6
水戸市の消費者物価指数	7
本県の最低賃金の推移	8
1人あたり市民所得の推移	9
水戸市の財政状況の推移	10～11
市議会議員の活動状況等調	12

諮 問 の 背 景

本市は令和２年４月から県内唯一の中核市に移行し、事務権限は拡大し、果たすべき責任もこれまで以上に大きくなってきている。さらには、少子高齢化の急速な進展など社会構造が大きく変化してきた中で、地方を取り巻く課題や住民ニーズも複雑かつ多様化してきており、市民、また地域の代表である、市議会議員の担う職責や市民からの期待も大変大きくなってきている。



このような状況を踏まえ、平成１０年４月から約２６年間にわたり据え置かれている現在の市議会議員報酬月額の水準について、その間の行政を取り巻く環境や社会経済情勢の急速な変化などに照らし合わせて、併せて今後市議会議員を志す人材を将来にわたり安定的に確保していくという観点から、妥当なものであるか御意見をいただくために諮問を行うもの。

県庁所在都市の議員報酬額調

上段：月 額

下段：年 額

	議 長 (千円)	副 議 長 (千円)	議 員 (千円)	適用年月日	人 口 (人)	議員定数 (人)	議員1人あたりの人口 (人)	報酬及び手当総額 (千円)	住民1人当たり額 (円)
最 高 (金沢市)	810	745	700	H28.4.1	442,895	38	11,655	448,415	1,012
	13,576	12,487	11,732						
最 低 (山口市)	557	480	449	H17.10.1	186,088	34	5,473	247,716	1,331
	8,957	7,719	7,220						
水戸市除く 平 均	706	640	599		332,335	37	8,836	369,087	1,160
	11,642	10,550	9,865						

水 戸 市	700	630	590	H10.4.1	269,196	28	9,614	282,231	1,048
	11,851	10,666	9,989						
水戸市－平均	△ 6	△ 10	△ 9		△ 63,139	△ 9	778	△ 86,856	△ 112
	209	117	124						

※ 令和6年4月1日現在

※ 政令指定都市を除く31市

※ 年額は、期末手当を含めた令和6年度支払見込額

中核市の議員報酬額調

上段：月 額

下段：年 額

	議 長 (千円)	副 議 長 (千円)	議 員 (千円)	適用年月日	人 口 (人)	議員定数 (人)	議員1人あたりの人口 (人)	報酬及び手当総額 (千円)	住民1人当たり額 (円)
最 高 (西宮市)	827	748	687	H21.8.1	481,134	41	11,735	485,972	1,010
	14,167	12,814	11,769						
最 低 (松江市)	584	504	475	H17.10.1	194,814	31	6,284	249,105	1,279
	9,788	8,448	7,961						
水戸市除く 平 均	713	651	607		362,001	37	9,737	379,080	1,088
	12,009	10,963	10,221						

水 戸 市	700	630	590	H10.4.1	269,196	28	9,614	282,231	1,048
	11,851	10,666	9,989						
水戸市－平均	△ 13	△ 21	△ 17		△ 92,805	△ 9	△ 123	△ 96,849	△ 40
	△ 158	△ 297	△ 232						

※ 令和6年4月1日現在

※ 中核市62市

※ 年額は、期末手当を含めた令和6年度支払見込額

県庁所在都市かつ人口類似の中核市の議員報酬額調

上段：月 額

下段：年 額

市名	議 長 (千円)	副 議 長 (千円)	議 員 (千円)	適用年月日	人 口 (人)	議員定数 (人)	議員1人あたりの人口 (人)	報酬及び手当総額 (千円)	住民1人当たり額 (円)
青 森 市	658	603	580	H29.1.1	265,073	32	8,284	297,836	1,124
	10,502	9,624	9,257						
盛 岡 市	711	645	617	H20.4.1	278,410	38	7,327	378,997	1,361
	11,433	10,372	9,922						
秋 田 市	704	655	625	H17.12.1	295,065	36	8,196	358,814	1,216
	11,173	10,395	9,919						
山 形 市	740	690	640	H27.5.1	236,855	33	7,177	358,566	1,514
	12,475	11,632	10,789						
福 島 市	682	636	599	H22.4.1	266,120	35	7,603	339,049	1,274
	10,967	10,226	9,632						
福 井 市	740	670	630	H13.4.1	254,502	32	7,953	340,403	1,338
	12,403	11,230	10,559						
6市平均	706	650	615		266,004	34	7,757	345,611	1,304
	11,492	10,580	10,013						

水 戸 市	700	630	590	H10.4.1	269,196	28	9,614	282,231	1,048
	11,851	10,666	9,989						
水戸市－平均	△ 6	△ 20	△ 25		3,192	△ 6	1,857	△ 63,380	△ 256
	359	86	△ 24						

※ 令和6年4月1日現在

※ 人口23万人以上30万人未満の都市

※ 報酬額は、期末手当を含めた令和6年度支払見込額

県内都市の議員報酬額調

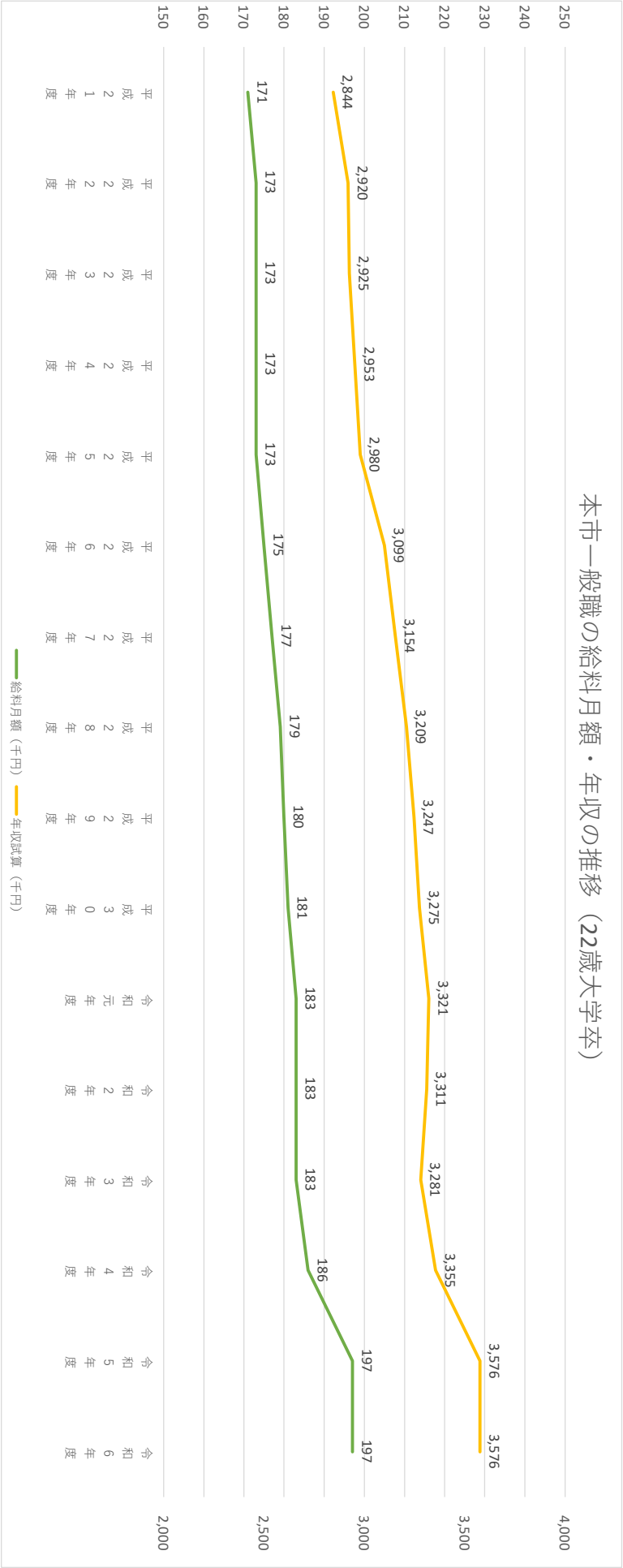
上段：月 額
下段：年 額

市 名	議 長 (千円)	副 議 長 (千円)	議 員 (千円)	適用年月日	人 口 R6.4.1現在
水 戸 市	700	630	590	H10.4.1	269,196
	11,851	10,666	9,989		
日 立 市	615	550	510	H8.4.1	168,877
	9,890	8,844	8,201		
土 浦 市	570	500	467	H8.4.1	141,977
	9,036	7,927	7,404		
古 河 市	500	450	400	H19.5.1	140,238
	7,955	7,160	6,364		
石 岡 市	439	401	382	H20.9.10	70,540
	6,985	6,380	6,078		
結 城 市	440	395	380	R2.4.1	49,754
	7,001	6,285	6,046		
龍ヶ崎 市	469	423	398	H16.4.1	75,453
	7,435	6,706	6,310		
下 妻 市	430	390	370	H6.7.1	42,153
	6,842	6,205	5,887		
常 総 市	460	425	400	H10.4.1	60,934
	7,319	6,762	6,364		
常陸太田市	460	415	395	H10.4.1	46,976
	7,319	6,603	6,285		
高 萩 市	455	395	375	H8.1.1	25,909
	7,161	6,217	5,902		
北 茨 城 市	461	413	391	H8.4.1	40,472
	7,335	6,571	6,221		
笠 間 市	460	425	400	R2.2.27	72,918
	7,319	6,762	6,364		
取 手 市	494	444	411	H6.10.1	105,981
	7,860	7,065	6,540		
牛 久 市	450	410	390	H8.10.1	83,920
	7,160	6,524	6,205		
つくば 市	698	626	584	R6.4.1	254,949
	11,106	9,960	9,292		

上段：月 額
下段：年 額

市 名	議 長 (千円)	副 議 長 (千円)	議 員 (千円)	適用年月日	人 口 R6.4.1現在
ひたちなか市	541	504	470	H8.1.1	155,188
	8,608	8,019	7,478		
鹿 嶋 市	396	363	342	H14.4.1	65,493
	6,301	5,776	5,442		
潮 来 市	327	279	259	H26.4.1	26,399
	5,203	4,439	4,121		
守 谷 市	430	397	367	H15.4.1	70,627
	6,817	6,294	5,818		
常陸大宮市	410	370	350	H19.10.1	38,416
	6,524	5,887	5,569		
那 珂 市	464	413	395	H28.3.10	53,348
	7,383	6,571	6,285		
筑 西 市	489	433	410	R5.4.1	100,213
	7,864	6,963	6,593		
坂 東 市	475	430	405	R4.4.1	52,211
	7,558	6,842	6,444		
稲 敷 市	420	380	360	H19.4.1	38,073
	6,683	6,046	5,728		
かすみがうら市	334	285	269	H19.9.7	40,173
	5,314	4,535	4,280		
桜 川 市	394	361	345	R4.4.1	38,026
	6,336	5,805	5,548		
神 栖 市	460	410	390	H28.4.1	93,909
	7,319	6,524	6,205		
行 方 市	360	306	288	H31.4.26	31,873
	5,728	4,869	4,583		
鉾 田 市	350	300	280	H26.4.1	46,685
	5,569	4,773	4,729		
つくばみらい市	426	384	362	R2.4.1	53,441
	6,778	6,110	5,760		
小 美 玉 市	411	370	349	H28.4.1	48,547
	6,540	5,887	5,553		
水戸市を除く 平 均	454	408	384		75,280
	7,234	6,494	6,116		

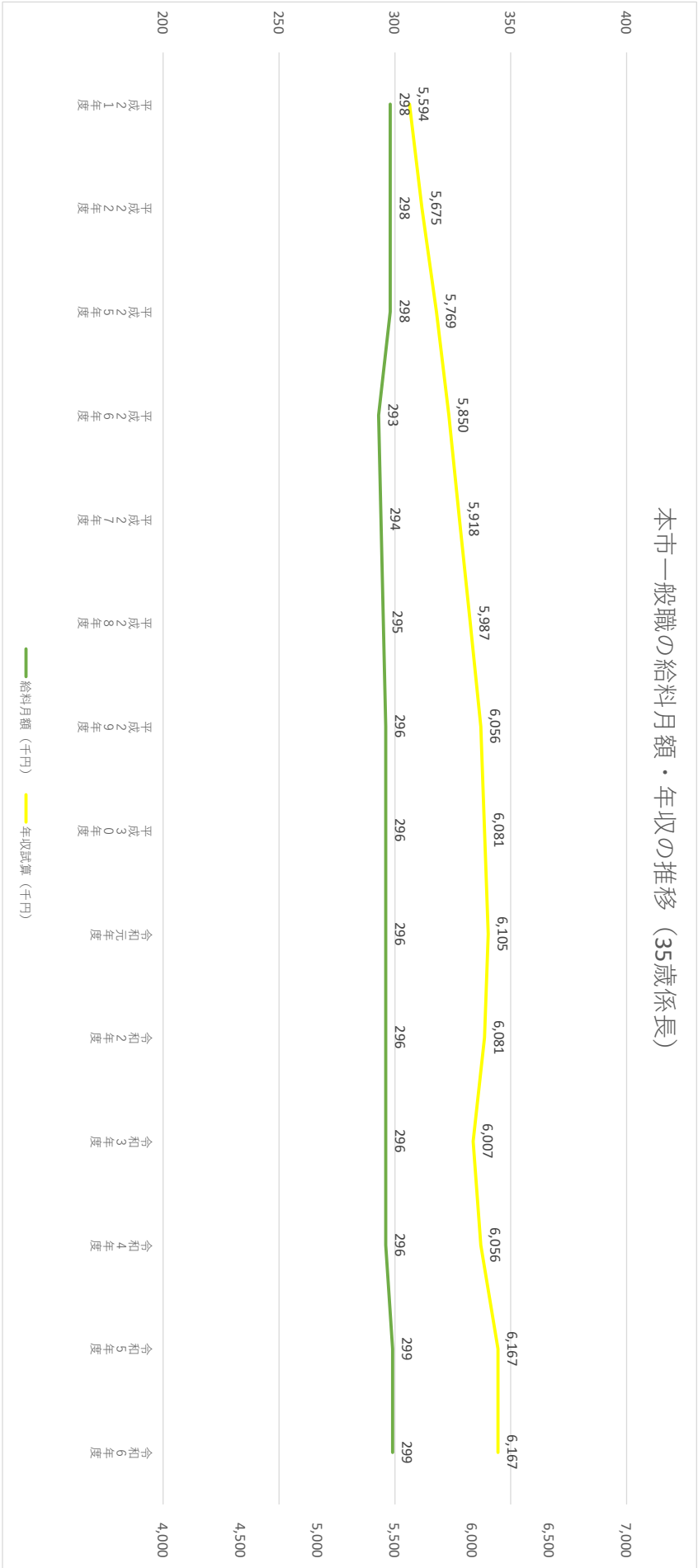
本市一般職の給料月額・年収の推移（22歳大学卒）



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料月額(千円)	171	173	173	173	173	175	177	179	180	181	183	183	183	186	197	197
地域手当(%)	3.0	4.5	6.0	7.0	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
期末勤勉支給月数(月)	4.15	4.15	3.95	3.95	3.95	4.10	4.20	4.30	4.40	4.45	4.50	4.45	4.30	4.40	4.50	4.50
年収試算(千円)	2,844	2,920	2,925	2,953	2,980	3,099	3,154	3,209	3,247	3,275	3,321	3,311	3,281	3,355	3,576	3,576
H21=100とした場合の推移	100	102.6	102.8	103.8	104.8	109.0	110.9	112.8	114.2	115.1	116.8	116.4	115.4	118.0	125.7	125.7

※扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当は除いた試算
※R6は人勤による改定前で試算

本市一般職の給料月額・年収の推移 (35歳係長)



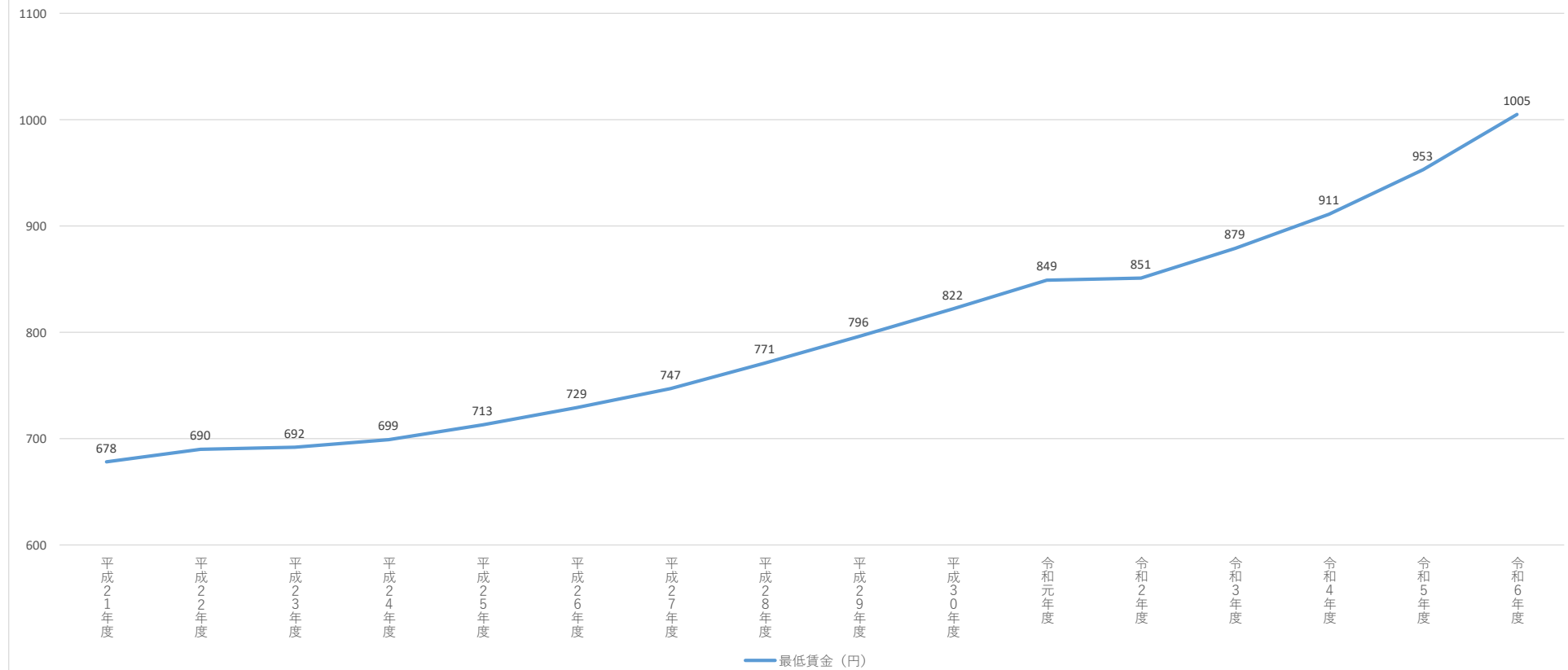
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料月額(千円)	298	298	298	298	298	293	294	295	296	296	296	296	296	296	299	299
地域手当(%)	3.0	4.5	6.0	7.0	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
期末勤勉支給月数(月)	4.15	4.15	3.95	3.95	3.95	4.10	4.20	4.30	4.40	4.45	4.50	4.45	4.30	4.40	4.50	4.50
年収試算(千円)	5,594	5,675	5,662	5,716	5,769	5,850	5,918	5,987	6,056	6,081	6,105	6,081	6,007	6,056	6,167	6,167
H2I=100とした場合の推移	100	101.5	101.2	102.2	103.1	104.6	105.8	107.0	108.3	108.7	109.1	108.7	107.4	108.3	110.2	110.2

※扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当は除いた試算
※R6は人勤による改定前で試算



※水戸市デジタルイノベーション課『平成27年版統計年報』及び『令和4年版統計年報』より作成

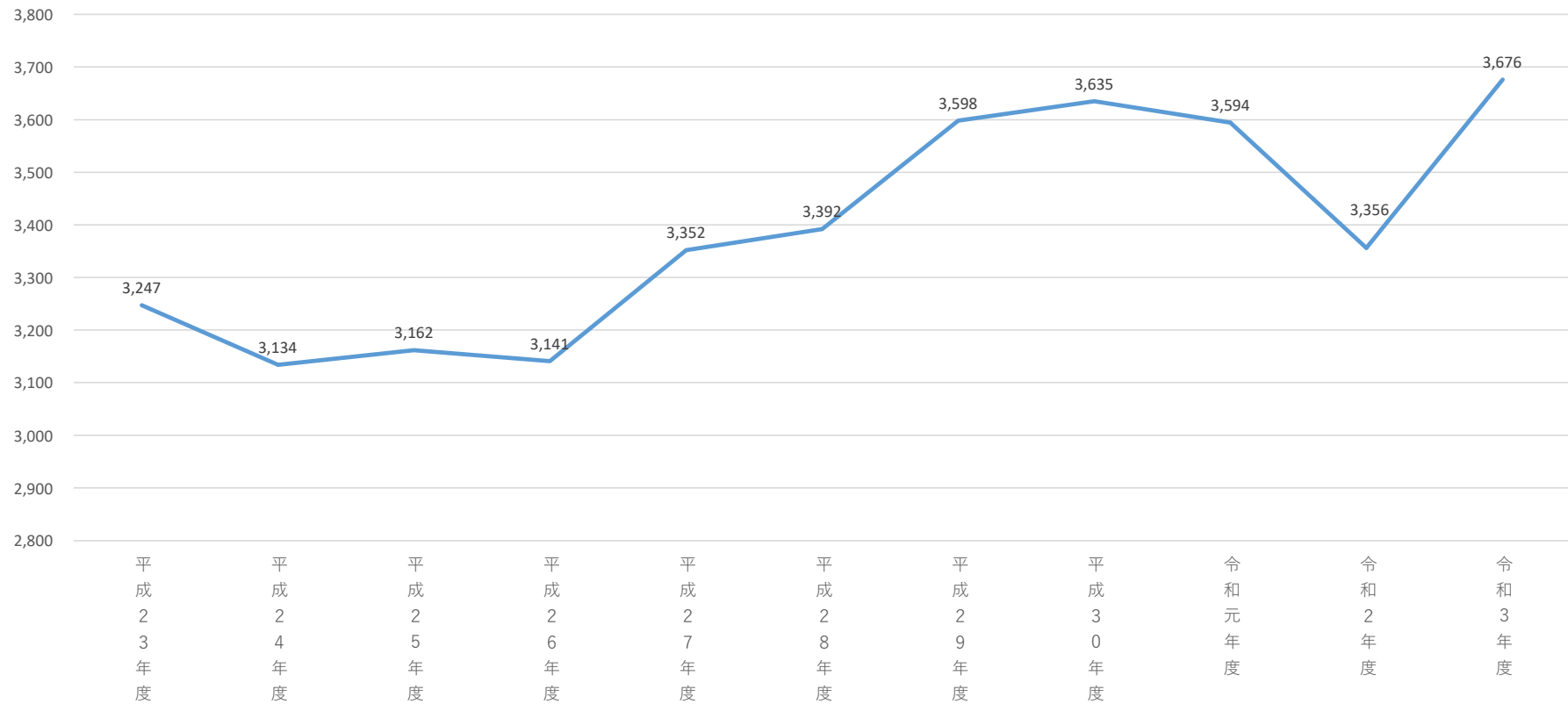
本県の最低賃金の推移



(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金(円)	678	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851	879	911	953	1,005
対前年額	—	12	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2	28	32	42	52
*H21=100とした場合の推移	100	101.8	102.1	103.1	105.2	107.5	110.2	113.7	117.4	121.2	125.2	125.5	129.6	134.4	140.6	148.2

1人あたり市民所得の推移

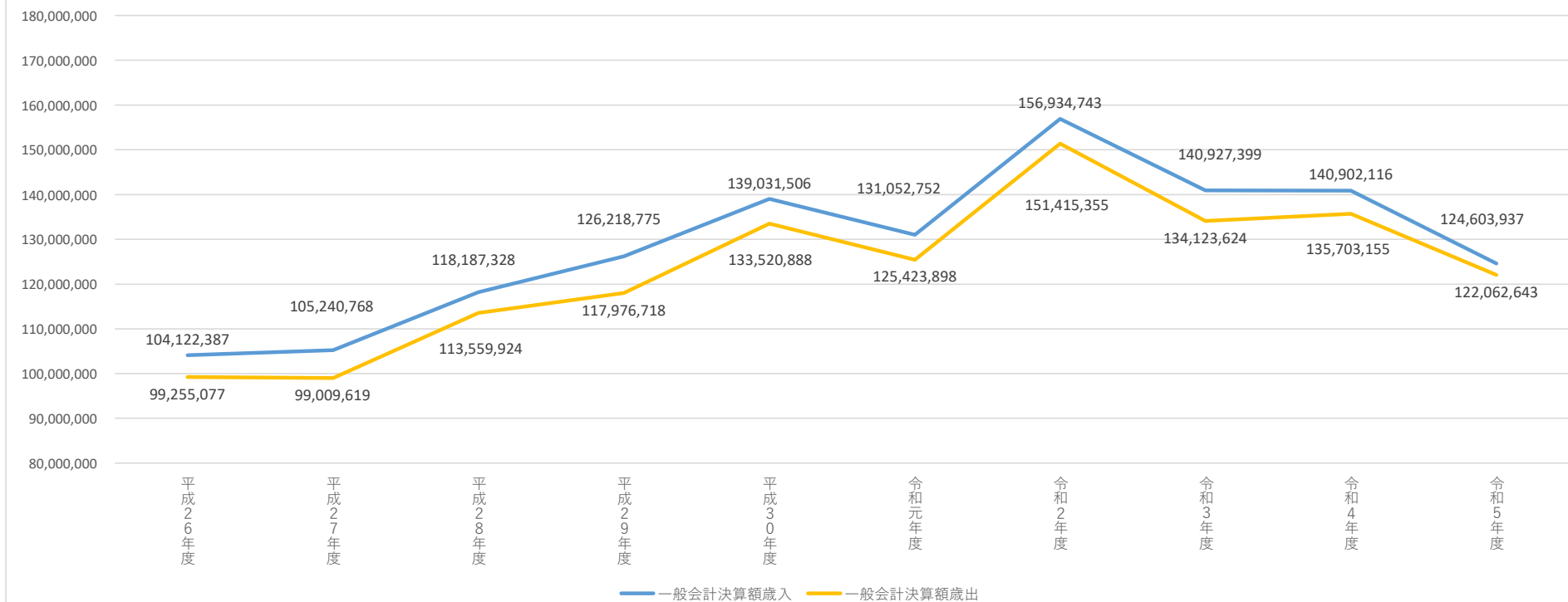


(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水戸市	3,247	3,134	3,162	3,141	3,352	3,392	3,598	3,635	3,594	3,356	3,676
H23=100とした場合の推移	100	96.5	97.4	96.7	103.2	104.5	110.8	111.9	110.7	103.4	113.2

※茨城県政策企画部統計課『令和3年度(2021年度)茨城県市町村民経済計算』より作成

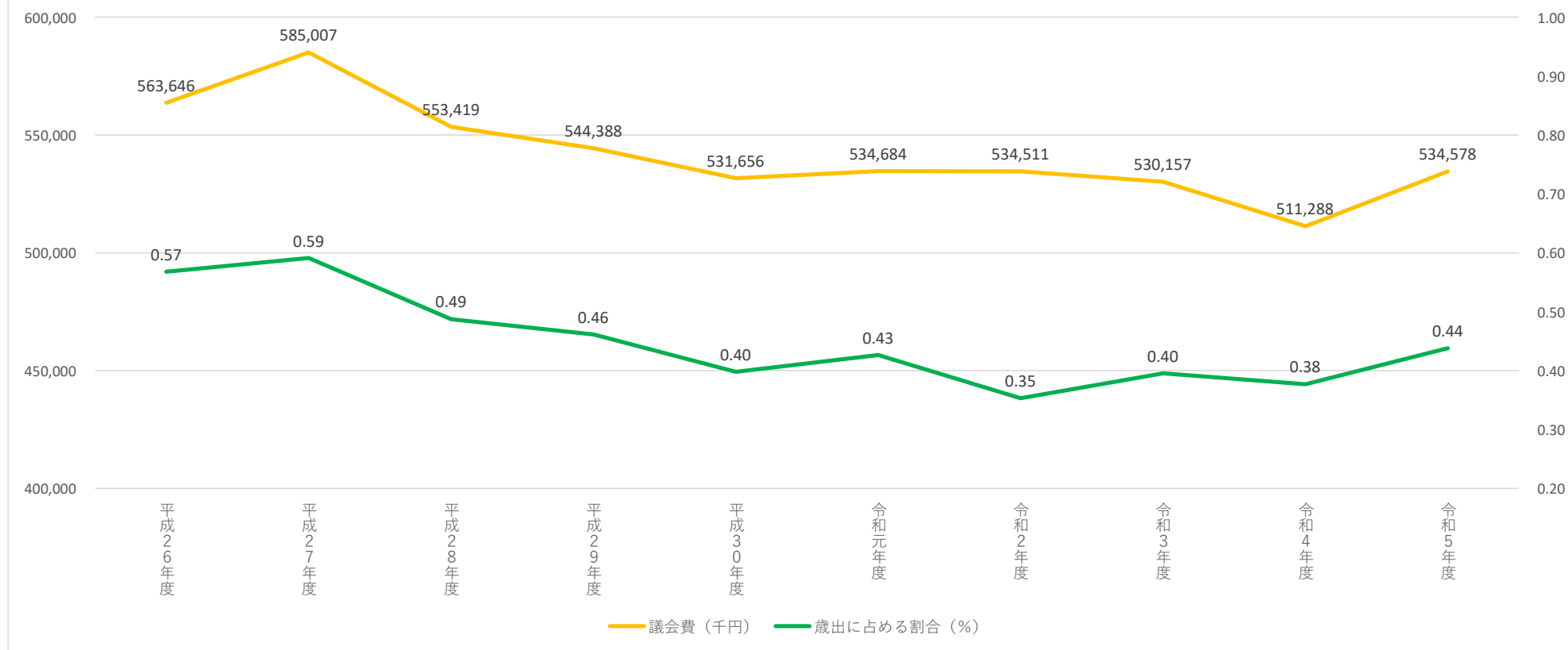
水戸市の財政状況の推移



(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計決算額歳入	104,122,387	105,240,768	118,187,328	126,218,775	139,031,506	131,052,752	156,934,743	140,927,399	140,902,116	124,603,937
一般会計決算額歳出	99,255,077	99,009,619	113,559,924	117,976,718	133,520,888	125,423,898	151,415,355	134,123,624	135,703,155	122,062,643
財政調整基金前年度末残高(参考)	8,312,839	9,991,352	9,769,306	9,689,115	7,578,360	5,816,970	2,701,498	2,624,446	4,624,556	5,755,760
財政調整基金取崩額(参考)	500,000	1,650,000	2,390,000	3,287,000	3,638,400	4,658,332	1,625,220	0	1,886,888	2,719,343
財政調整基金積立額(参考)	2,178,513	1,427,954	2,309,809	1,176,245	1,877,010	1,542,860	1,548,168	2,000,110	3,018,092	2,119,112

水戸市の財政状況の推移（議会費決算額及び一般会計歳出決算額に占める割合）



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計決算額歳出（千円）	99,255,077	99,009,619	113,559,924	117,976,718	133,520,888	125,423,898	151,415,355	134,123,624	135,703,155	122,062,643
議会費（千円）	563,646	585,007	553,419	544,388	531,656	534,684	534,511	530,157	511,288	534,578
歳出に占める割合（％）	0.57	0.59	0.49	0.46	0.40	0.43	0.35	0.40	0.38	0.44

市議会議員の活動状況等調

議会開催状況(令和5年) ※「令和6年版 水戸市議会事務局 市政概要」より抜粋

(1) 定例会

区分		第1回	第2回	第3回	第4回	計
会期	自	3月6日	6月6日	9月4日	12月4日	
	至	3月23日	6月27日	9月25日	12月19日	
会期日数(日)		18	22	22	16	78
うち本会議日数(日)		5	8	5	5	23
質問者数		19	25	24	25	93

(2) 委員会など

区分	議会運営委員会	常任委員会				決算特別委員会	公営企業会計決算特別委員会
		総務環境	文教福祉	産業消防	建設企業		
開催日数(回)	17	21	22	20	20	4	4

区分	市民会館及び周辺地区にぎわいづくり調査特別委員会	議会改革調査特別委員会	行財政改革調査特別委員会	偕楽園・千波湖周辺整備等特別委員会	水泳競技施設等調査特別委員会	公共交通体系調査特別委員会	水戸市第7次総合計画基本構想審査特別委員会
開催日数(回)	3	10	1	2	1	1	1

(3) 議員定数の推移

	昭和57年改選時～	平成15年改選時～	平成19年改選時～	平成23年改選時～
議員定数(人)	36	33	30	28

○市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

平成4年9月22日

水戸市条例第32号

市議会議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和22年水戸市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき，水戸市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

（平20条例34・一部改正）

（議員報酬）

第2条 議長，副議長及び議員の議員報酬の月額は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議長 700,000円
- (2) 副議長 630,000円
- (3) 議員 590,000円

2 前項の議員報酬は，規則で定める期日に支給する。

（平5条例42・平6条例40・平7条例46・平8条例27・平10条例7・平20条例34・一部改正）

（議員報酬の支給等）

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から，議員にはその職についた日から，それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長，副議長及び議員が，任期満了，辞職，退職，失職，除名又は議会の解散によりその職を離れたときは，その日までそれぞれ議員報酬を支給する。

3 議長，副議長及び議員が死亡したときは，その月まで議員報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により議員報酬を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その議員報酬の額は，日割りによって計算する。

5 前項の日割計算の方法は，前条第1項各号に規定する議員報酬の月額にその月の在職日数を乗じた額をその月の日数で除するものとする。この場合において，1円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（平22条例34・全改）

第4条 議員報酬を受ける者が招集を受けた場合において，理由なく出席しないときは，その当月分は，これを支給しない。

2 前項出席の計算には，出席定数に満たないため流会となった日を算入する。

（平20条例34・一部改正，平22条例34・旧第6条繰上）

（費用弁償）

第5条 議長、副議長及び議員が公務のため市外に旅行したときは、常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成4年水戸市条例第34号）の支給条件に応じ、常勤の特別職の職員の受ける旅費と同一の額を費用弁償として支給する。

2 議員が本会議、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に出席した場合は、次の各号により費用弁償を支給する。

(1) 議員の住所から議事堂までの距離が5キロメートル未満の場合 日額 5,400円

(2) 議員の住所から議事堂までの距離が5キロメートル以上の場合 日額 5,700円

3 議員が、法第100条第12項の規定により設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）の構成員として当該協議等の場に参加した場合は、前項各号に定めるところにより費用弁償を支給する。

4 前2項の費用弁償は、重複して支給することができない。

（平5条例8・平20条例48・一部改正、平22条例34・旧第7条繰上）

（期末手当）

第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。

2 期末手当の額及び支給に関しては、水戸市職員の給与に関する条例（昭和32年水戸市条例第36号）第20条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の25を乗じて得た額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員であつてその属する職務の級が3級以上であるもの及び行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち規則で定めるものの期末手当基礎額」とあるのは「期末手当基礎額」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬の月額」と、「職務段階等に応じて規則で定める割合」とあるのは「規則で定める最も上位の割合」と読み替えるものとする。

（平13条例9・平14条例50・平15条例42・平17条例78・平19条例10・平20条例34・平21条例51・一部改正、平22条例34・旧第8条繰上、平22条例35・平26条例59・平28条例23・平28条例49・平29条例31・平30条例65・令元条例56・令2条例78・令4条例7・令4条例47・令5条例46・一部改正）

（支給方法）

第7条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第5条中「市長」とあるのは、「議長」と読み替えるものとする。

（平5条例42・全改、平10条例7・平20条例34・一部改正、平22条例34・旧第9条繰上）

○水戸市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月13日

水戸市条例第34号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、水戸市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(平19条例7・平20条例34・一部改正)

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は水戸市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において行う。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和39年12月23日条例第37号）抄

1 この条例は、昭和40年2月1日から施行する。

付 則（昭和48年3月31日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成４年９月22日条例第26号）

この条例は、平成４年10月１日から施行する。

付 則（平成19年３月28日条例第７号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 3 一部改正法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例により在職する収入役については、第２条の規定による改正前の水戸市表彰条例第４条及び第６条第１項第１号並びに第３条の規定による改正前の水戸市特別職報酬等審議会条例第２条の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成20年８月12日条例第34号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

○水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

平成16年 3 月12日

水戸市規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、附属機関の会議を公開することにより、その透明かつ公正な運営を図り、もって市民の市政に対する理解を深めるとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する機関（当該機関に部会、小委員会等が設けられている場合は、当該部会、小委員会等を含む。）をいう。

2 この規程において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。

(公開の原則)

第 3 条 附属機関の会議は、公開する。ただし、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第 4 号）第 7 条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議等を行うときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該会議を公開しないことができる。

(事前公表)

第 4 条 実施機関は、附属機関の会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催するときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、当該附属機関の会議を開催する日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる方法により附属機関の会議開催のお知らせ（様式第 1 号）を市民が閲覧できるようにすることにより行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 所管課の窓口、水戸市情報公開条例の規定による開示請求の窓口（以下「情報公開窓口」という。）、出張所及び市民センターにおける備付け

（平26規程 1 ・平31規程 9 ・一部改正）

(傍聴)

第 5 条 附属機関の会議は、第 3 条第 1 項ただし書又は第 2 項の規定により公開しない場合を除き、傍聴することができる。

2 附属機関の会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、そのつど、実施機関が定める。

- 3 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、受付時間に受付簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。
- 4 実施機関は、傍聴しようとする者の数が第2項の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、附属機関の会議を開催する場所（以下「会議場所」という。）に入場できない。
- (1) 危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又は傘の類を携帯している者
 - (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機又は映写機の類を携帯している者（次項第6号ただし書の規定により、撮影又は録音の許可を得た者を除く。）
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 前各号に定めるもののほか、附属機関の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。
- (1) 会議場所における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 会議場所において発言をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (6) 傍聴席において写真及び映画の撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、特に附属機関の許可を得たときは、この限りでない。
 - (7) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会議場所の秩序を乱し、又は附属機関の会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 附属機関の長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は附属機関の長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（平16規程7・平26規程1・一部改正）

（会議資料の提供）

第6条 実施機関は、附属機関の会議を公開するときは、傍聴人に会議資料（不開示情報が記録されている場合は、当該記録されている部分を除いたもの）を配布するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、図面、地図、写真、法令集等配布することが困難であると認める会議資料について、当該会議の間、当該会議場所において傍聴人に閲覧させることをもつ

て前項の配布に代えることができる。

(平26規程 1・一部改正)

(会議録の作成)

第7条 実施機関は、附属機関の会議終了後、速やかに会議録(様式第3号)を作成するものとする。

この場合において、実施機関は、当該会議録に附属機関が指定する者2人以上の署名を得るものとする。

(会議録の公表)

第8条 実施機関は、前条の会議録及び会議資料について、会議録を作成した日から7日以内に次の各号に掲げる方法により公表するものとする。この場合において、当該会議録又は会議資料に不開示情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公表するものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 情報公開窓口における閲覧

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表しないことに合理的な理由がある会議資料について公表しないことができる。

3 第1項の規定による公表は、前条の規定により会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

(平16規程 7・平26規程 1・一部改正)

(運営状況の報告)

第9条 実施機関は、毎年4月30日までに前年度に開催した附属機関の会議の公開に関する運営状況を記載した報告書(様式第4号)を作成し、及びその概要を当該報告書を作成した年度の6月末までに本市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

(平26規程 1・旧第10条繰上)

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 附属機関の会議の公開等について法令又は条例その他の規定に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(平26規程 1・旧第11条繰上)

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に第4条の規定により会議開催の事前公表を行う会議から適用する。

付 則 (平成16年6月10日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月11日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日規程第9号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

附属機関の会議開催のお知らせ

1 附属機関の会議の名称

2 議題及び公開・非公開の別

3 開催日時 年 月 日() 時 分から
 ※受付時間(時 分から 時 分まで)

4 開催場所

5 傍聴人の定員 人

6 非公開の理由

7 傍聴手続に係る特記事項

8 問合せ先

(電話番号)

9 その他

様式第2号(第5条関係)

受 付 簿

年 月 日

附属機関名

受付順位	抽 選 当 選 者	住 所	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

様式第3号(第7条関係)

会 議 録

- [illegible]

上記に相違ないことを確認する。

氏 名

氏 名

様式第4号(第9条関係)

附属機関の会議の公開に関する運営状況報告書(年度分)

年 月 日

総務部長 様

(担当部長名)

1 附属機関の名称

2 附属機関の会議の公開の状況

開催日	公開・非公開 の区分	傍聴 人数	開催回数 (A)	公開と した回数 (B)	非公開と した回数	傍聴人数 の総数	公開率 (B/A)
	公開・非公開	人	回	回	回	人	. %
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					

備考1 この報告書は、附属機関ごとに作成をすること。

2 公開・非公開の区分は、附属機関の会議の一部を非公開とした場合は、非公開とすること。

3 公開率は、小数点以下第2位で四捨五入をすること。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（平26規程 1 ・ 一部改正）